

(※参考様式)

コンソーシアム協定書（案）

（目的）

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立し、次の業務を共同して営むことを目的とする。

一 沖縄県の発注に係る「令和5年度海外事務所等情報受発信強化業務委託」（以下「委託業務」という。）の受託

二 前号に附帯する業務

2 前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

（名称）

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、●●●●●と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本コンソーシアムは、事務所を（住所・企業名）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 本コンソーシアムは、令和5年 月 日に成立し、委託事業の完了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは、委託事業を受託することができないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（所在地）

（法人名）

（所在地）

（法人名）

（所在地）

（法人名）

（コンソーシアムの代表者）

第6条 本コンソーシアムは、●●●●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 本コンソーシアムの代表者は委託事業の履行に関し、本コンソーシアムを

代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び関係官庁等と折衝する権限並びに請負代金の見積、請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務委託料)

第8条 各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営会議)

第9条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営会議を設け、本コンソーシアムの運営に関する重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任等)

第10条 各構成員は、委託事業の請負契約の履行及び委託事業の実施に伴い本コンソーシアムが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、●●●●銀行●●●支店とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(委託事業途中における構成員の脱退)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、本コンソーシアムが委託事業を完了する日までは脱退することができない。

(委託事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第14条 構成員のうちいずれかが委託事業途中において破産又は解散した場合においては残存構成員が共同連帯して委託事業を完了する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第15条 本コンソーシアムが解散した後においても、当該委託事業につき瑕疵があったとき及び当該契約に基づく義務の履行に当たっては、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本協定の紛争については、●●●●の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

●●●●●、外●社は、上記のとおりコンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、沖縄県へ1通を提出するものとする。

令和5年 月 日

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

住 所
商号又は名称
代 表 者 名